

広島市告示第53号
令和8年2月18日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 Spirup Garden OHZU
- (2) 所在地 広島市南区大洲五丁目307番2ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

拓興産株式会社
代表取締役 筒井 幹治
広島市南区大洲五丁目7番21号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) 名称 Spiral Garden OHZU
所在地 広島市南区大洲五丁目307番2ほか

(変更後) 名称 Spirup Garden OHZU
所在地 広島市南区大洲五丁目307番2ほか

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

別紙のとおり

4 変更年月日

- (1) 令和7年4月17日
- (2) 別紙のとおり

5 届出年月日

令和8年2月9日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課

- (2) 広島市南区皆実町一丁目5番44号
広島市南区市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和8年2月18日から同年6月18日まで。ただし、広島市の休日を定める条例(平成3年広島市条例第49号)第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和8年6月18日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者	住 所	変更年月日・理由
株式会社緑	代表取締役 金谷 和樹	広島市中区幟町 6 番 12 号	令和 7 年 8 月 31 日 退店
株式会社魚倉	代表取締役 大平 雄吾	鳥取県倉吉市八屋 213 番地 3	
株式会社はなふさ	代表取締役 花房 稔	鳥取県鳥取市賀露町南一丁目 8 番 10 号	令和 8 年 1 月 15 日 退店
有限会社寺本水産	代表取締役 寺本 龍二	広島県江田島市沖美町美能 999 番地の 1	令和 7 年 8 月 31 日 退店
株式会社 J・H・C	代表取締役 平川 広代	広島市中区橋本町 6 番 1 号	
株式会社魚靖	代表取締役 湯浅 裕靖	広島市東区二葉の里三丁目 5 番 7 号	
松井 一隆		広島県安芸郡府中町青崎東 39 番 18-103 号	
釉華理国際交流株式会社	代表取締役 徳岳 釉華理	広島市南区元字品町 26 番 38-204 号	令和 7 年 3 月 31 日 退店
株式会社ウェブグループ	代表取締役 青原 寛作	広島市中区広瀬北町 3 番 11 号 和光広瀬ビル 3FB	令和 8 年 1 月 16 日 退店
カワシマ興産株式会社	代表取締役 瀬川 洋志	広島市安佐北区可部三丁目 4 番 1 号	令和 7 年 11 月 30 日 退店
株式会社 ZERO-ICHI	代表取締役 井上 知彦	広島県呉市警固屋五丁目 10 番 7 号	
P-style 株式会社	代表取締役 吉田 美江	広島県広島市西区天満町 12 番 21 号	令和 7 年 10 月 31 日 退店

(変更後)

名 称	代表者	住 所	変更年月日・理由
株式会社魚倉	代表取締役 大平 雄吾	鳥取県倉吉市八屋 213 番地 3	
株式会社 J・H・C	代表取締役 平川 広代	広島市中区橋本町 6 番 1 号	
株式会社魚靖	代表取締役 湯浅 裕靖	広島市東区二葉の里三丁目 5 番 7 号	
松井 一隆		広島県安芸郡府中町青崎東 39 番 18-103 号	
株式会社 ZERO-ICHI	代表取締役 井上 知彦	広島県呉市警固屋五丁目 10 番 7 号	
有限会社佐々木豆腐店	代表取締役 佐々木 猛瑠	広島県三次市三良坂町三良坂 2610 番地 16	令和 6 年 12 月 1 日 出店
株式会社広通	代表取締役 王 革	広島市中区八丁堀 9 番 1 号	令和 7 年 4 月 1 日 出店
株式会社 Plus Task	代表取締役 斉藤 諒	広島市東区牛田東二丁目 16 番 20-103 号	令和 7 年 9 月 1 日 出店
株式会社徳本製作所	代表取締役社長 生原 誠之	広島市中区上幟町 2 番 41 号	令和 7 年 12 月 6 日 出店

主として販売する物品の種類

小売業者名	主として販売する物品
株式会社魚倉	鮮魚
株式会社 J・H・C	パン
株式会社魚靖	鮮魚
松井 一隆	惣菜
株式会社 ZERO-ICHI	菓子
有限会社佐々木豆腐店	豆腐
広通株式会社	惣菜
株式会社 Plus Task	青果
株式会社徳本製作所	食料品